

## ★公共施設の使用料について

この議案については、我々文教福祉常任委員会に付託され審議いたしました。

公民館や体育施設、学校の体育館・校庭などについて、有料の施設と無料の施設、また、さまざまな料金体系が存在しています。今回の条例改正案では受益者負担という観点で、施設を利用する人としらない人の公平を図ること。また無料施設への利用の偏りなどをなくしていくため、バランスのとれた使用料を定めました。

基本的にほとんどの施設に対し使用料が発生しますが、児童の教育に関わる利用や障がい者への減免措置も講じられ、利用者に対し無理がかからないように配慮されています。また、利用については、従来の午前・午後・夜間という線引きから1時間単位に改めたため、効率的な施設利用ができるようになり、使用の仕方によっては従来より安くなったり、多くの市民・団体が使用できるようになります。

私の感覚としては、民間のカラオケルームを使用するときのようなイメージだろうと思います。飲食はありませんが…

学校施設については、従来どおり、平日は午後5時以降、土日祭日は午前9時から午後9時半までの利用時間内で、貸し出されますが、あらかじめ登録した団体に対しての対応になっていますので、公民館や体育館のような手続きとは異なりますので、注意が必要です。

また、この条例の施行は、公民館やコミュニティセンター等、市の管理施設は10月1日から、スポーツ施設等、指定管理者の管理施設については平成20年4月1日からの施行となります。

これらの情報は、市のホームページや広報かがやきで近々発表になると思いますが、今後の利用の申込み方法など、詳しくは市役所にお問合せください。

## ★議会だより編集委員会

定例議会ごとに発行しております鴻巣市議会だよりの9人の編集委員の1人に就任いたしました。

議会だよりは議会終了後2ヶ月後を目安に発行されます。

議会全体の流れがわかるように編集しております。発行の際はぜひごらんください



**盛り上げよう!**

**★鴻巣花火大会 7月28日(土)**

**★第62回国体関東フロック大会**

**ソフトボール競技8月18~20日**

**少年・成年男女 吹上コスモス・**

**糠田・上谷 各グラウンドにて**



## のもと恵司後援会では

みなさまのご意見を承っております。内容によってはすぐにお答えできないこともあります。一生懸命調べてお答えしていきますので、よろしく願いいたします。

事務所の電話は

**048-543-1010**です

お気軽にご連絡ください。不在の場合は留守電においれください。のちほどこちらからお電話致します。

## のすっ子の未来をつくる

**のもと恵司後援会事務所**

〒365-0038 鴻巣市本町1-8-14

TEL 048-543-1010

FAX 048-541-0232

URL <http://nomoto.main.jp>

E-mail [nomoto@ni.main.jp](mailto:nomoto@ni.main.jp)

